

第26回八幡市農業委員会議事録

令和4年9月5日（月） 午後2時00分

八幡市文化センター 3階 会議室3

八幡市農業委員長 長 村 信 幸

前書は令和4年9月5日開催の第26回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （西村 伸一） _____

署名委員 （古里 治彦） _____

案 件

議案第79号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第80号 農地法第4条許可申請審議の件
議案第81号 農地法第5条許可申請審議の件

報 告 農地法第5条届出書について
報 告 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
報 告 合意解約通知書について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	森田 正彦	西川 吉之	佐野 文昭
関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文	辻 典彦

欠 席
吉川 俊孝 猪飼 美和子

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長
(長村会長)

ただ今より、第26回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、12名出席ですので、本総会は、成立しております。
本日の会期は午後2時00分から午後5時までとします。
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので本日の署名委員さんについては、議席番号4番 西村 伸一委員と議席番号6番 古里 治彦委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第79号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 内里今福、地目は田、面積3,402㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏、○○○○氏 (法説明) 譲受人である○○○○氏、○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、9月1日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第79号 農地法第3条許可申請審議の件」の件につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第80号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 八幡双栗 地目は田、面積1,496㎡ 申請人 ○○○○氏 転用目的 露天貸駐車場 申請物件の所在 下奈良蜻蛉尻 地目は田、面積1,943㎡外1筆

	<p>(合計面積 2, 141 m²) 申請人 ○○○○氏 転用目的 露天貸駐車場 (法説明) 本件の内、八幡双栗の件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。 また、下奈良蜻蛉尻の件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、8月31日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第80号 農地法第4条許可申請審議の件」については、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	「議案第81号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。事務局に朗読説明を求めます。
事務局	<p>(事務局 朗読) 申請物件の所在 内里日向堂 地目は田、面積1, 019 m²外18筆 (合計面積 15, 369.25 m²) 譲渡人 ○○○○氏 外15人 譲受人 (株)○○○○ 転用目的 工場建設 (法説明) 本件は、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、8月31日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。

議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第81号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局 報 告)</p> <p>「農地法第5条届出書について」 届出物件の所在 八幡安居塚 地目は畑 面積330㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 (株)○○○○ 転用目的 住宅建築</p> <p>届出物件の所在 八幡神原 地目は畑、面積225㎡ 外1筆 (合計面積 287.41㎡) 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏 転用目的 事務所及び駐車場</p> <p>農地法第5条届出書は、八幡安居塚の件につきましては、住宅建築の転用目的で令和4年7月22日に届出があり、8月3日付で受理通知を行いました。また、八幡神原の件につきましては、事務所及び駐車場の転用目的で令和4年7月29日に届出があり、8月10日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」</p> <p>「合意解約通知書について」</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第26回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>